

日本 IVR 学会北日本地方会 会則

第一章 総則

第1条 本会は、日本インターベンショナルラジオロジー学会北日本地方会、通称「日本 IVR 学会北日本地方会」と称する。

第2条 本会はその目的に賛同する北日本（北海道、東北、新潟）の専門の学識と経験を有する医師によって構成される。

第3条 本会は事務局を代表世話人のもとに置く。

第二章 目的及び事業

第4条 本会は、会員相互の交流の場となり、インターベンショナルラジオロジーに関する科学的検討を行うことで医療技術、治療成績の向上を図り、市民の健康と福祉に貢献する。また、その目的達成のため日本 IVR 学会と緊密に連携する。

第5条 本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学術集会の開催
2. その他、目的達成に必要な事業

第6条 学術集会は原則として年1回開催する。学術集会の参加費については当番世話人の裁量によるが、世話人会の承認を要する。

第7条 開催時期及び運営に関わる事項については、世話人会において決定する。

第三章 会員

第8条 本会の会員は以下のとおりとする。

1. 日本 IVR 学会の会員管理システムにより北日本地域に区分された日本 IVR 学会の会員。
2. 正会員（医師）と準会員（医師以外）については日本 IVR 学会の規約に準ずる。
3. 名誉会員：永年世話人を務めた者、または本会に特別の功労があった者のうちから世話人会の議を経て推薦する者
4. 賛助会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人および団体
 - a) 賛助会員の権利と特権
 - （1）会則・細則の閲覧
 - （2）学術集会への参加
 - （3）予算書の閲覧
 - （4）世話人会議事録の閲覧

第9条 入退会について

1. 日本 IVR 学会の退会と同時に本会も退会となる。
-

第四章 役員および会議

第10条 本会は事業遂行のため以下の役員を置く。任期は原則3年、再任は妨げない。

1. 代表世話人 1名
2. 世話人 20~30名（以下の幹事を含む）
 - a) 会計幹事 若干名
 - b) 監査幹事 若干名

第11条 代表世話人は世話人の互選により決定する。

第12条 世話人会議決は世話人3分の2以上出席で成立、出席者の過半数で可決とする。委任状（メール含む）を有効とする。

第13条 当番世話人は持ち回りとし、開催地の世話人が学術集会を企画する。

第14条 新世話人は世話人会にて審議・決定。選出は推薦・略歴・業績を基に行う。ただし、3年間連続で世話人会を欠席した世話人はその任を解く。

第15条 世話人会は運営を遂行し、原則として年1回学術集会時に開催される総会に、議決内容を報告する。

第16条 代表世話人・世話人の定年は65歳、任期は65歳時の総会終了まで。

第17条 運営に関する細目は世話人会で決定する。

第18条 会計幹事は経費出納業務を行う。

第19条 監査幹事は運営の適正性を監督する。

第20条 会計幹事・監査幹事は世話人会互選により決定。

第五章 会計

第21条 運営経費は日本IVR学会からの活動助成金、学術集会参加費の一部、共催費等による。

第22条 会計年度は4月1日~翌3月31日。

第23条 本会の年会費は原則として徴収しない。詳細は細則に定める。

第24条 名誉会員および学生は学術集会の参加費を免除。

第六章 会則変更

第25条 会則変更の議決は世話人会出席者（委任状含む）3分の2以上で成立、出席者の過半数同意により可決（メール評決可）とする。

第26条 会則に疑義が生じた場合は世話人会の解釈に従う。

附則

本会則は2026年4月1日より適用。

日本 IVR 学会北日本地方会学術集会 細則

1. 会期

年1回、原則9月上旬とする。

2. 開催地（持ち回り順）

- (1) 宮城県
- (2) 岩手県
- (3) 秋田県
- (4) 北海道
- (5) 山形県
- (6) 新潟県
- (7) 福島県
- (8) 青森県
- (9) 北海道

3. 筆頭演者

日本 IVR 学会の会員であることが望ましい。研修医、学生、留学生の発表は推奨するが、原則、共同発表者に日本 IVR 学会の会員が含まれることとする。

4. 年会費

原則的に徴収しないが、本会運営の状況により参加費に年会費を含める場合がある。

5. 活動助成金

日本 IVR 学会からの活動助成金を学術集会の運営に充て、余剰金は事務局へ返却する。

附則 本細則は2026年3月30日より施行。